

全国健康保険協会栃木支部 宛

健康診断結果票の写しの提供について(送付書)

労働安全衛生法 第 66 条の規定に基づき実施した健康診断のうち、以下の条件に該当する者の健康診断結果について、高齢者の医療の確保に関する法律 第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定に基づき、健康診断結果票の写しを提供いたします。

【対象者】

健診受診の年度において、75 歳未満の全国健康保険協会の被保険者の資格を有するもの。

令和 年 月 日

所在地 事業所名 事業主名								
健康保険の記号 (7 桁または 8 桁の数字)								
担当者				電話番号				
健診結果提供人数	人							
健診結果受診年月	令和 年 月							